

令和6年度富岡市内の保育所（園）・認定こども園入園希望の保護者のみなさまへ

認定こども園（教育部分）は、保育の有無に関わらず、満3歳から就学前の児童の教育を行う施設です。

保育所（園）・認定こども園（保育部分）は、保護者の仕事や出産、病気・介護等により、保育を必要とする0歳から就学前の児童を、保護者に代わって保育する施設です。小学校入学の準備のため、集団生活に慣れさせるため等の理由では、利用することが出来ません。また、保育所（園）に入所の場合は申請時に要件を満たしていても、途中で保育の必要性がないと認められた場合は退所となります。

それぞれ申込み手続きや利用者負担額等が異なりますのでご注意ください。

なお、富岡市の保育種別は保育所（園）及び認定こども園となります。

【受付】

- 窓口受付：富岡市役所子育て支援課3番窓口 午前8：30～午後5：15
- 郵送受付：〒370-2392、住所不要、子育て支援課宛て
- 受付期間：入所希望月の半年前から前月20日まで。郵送の場合も20日必着
※20日が祝休日はその前の平日まで

【教育部分（1号認定）を利用する場合】

- 入所可能施設 認定こども園
- 申請時に提出していただく書類
 - 1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育関係施設利用申込書
(申込書裏面の施設記載欄を入所希望施設に記入してもらってから提出してください。)
 - 2 個人番号（マイナンバー）申告書

※上記書類以外に必要な書類が生じた場合は、提出を求めることがあります。

【保育部分（2号・3号認定）を利用する場合】

- 入所可能施設 保育所（園）、認定こども園

○入所できる要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 1カ月に48時間以上仕事をしている（休憩時間を除く） (2) 出産前後（産前2カ月、産後8週）である (3) 病気、負傷、心身に障害がある (4) 同居または長期入院等をしている親族を介護・看護している (5) 火災、風水害、地震等の復旧にあっている (6) 継続的に求職活動または起業準備を行っている (7) 就学しているまたは職業訓練を受けている (8) 虐待やDVのおそれがある (9) その他上記に類する状態として市が認める場合 |
|--|

※育児休業について

育児休業中は、家庭で保育ができる状況にあるため、原則として入所はできません。ただし、仕事を理由として既に入所している兄弟は、育児休業中でも継続して利用できます。

復職が月の初日から14日までの場合には、前月から入所ができます。15日以降の復職の場合には、復職の月の初日からになります。

入所時に要件を満たしていても、途中で保育の必要性がないと認められた場合は、退所または1号へ変更（満3歳以上で認定こども園に通っている場合）となります。

○申請時に提出していただく書類

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育関係施設利用申込書
- 2 個人番号（マイナンバー）申告書、同居家族及び同住所全員のマイナンバーがわかる書類の写し
- 3 保育が必要であることを証明する書類等（【表1】を参照）
入所児童1人につき1枚必要です。

※上記書類以外に必要な書類が生じた場合は、提出を求めることがあります。

【表1】 保育が必要であることを証明する書類等

① 就労	就労証明書
② 妊娠・出産	母子手帳(母親の名前と出産予定日がわかるページ)(写)
③ 疾病・障害	診断書、身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等
④ 介護・看護	申立書及び介護・看護対象者の診断書等
⑤ 災害復旧	申立書、り災証明書等
⑥ 求職活動	求職カード(写)、雇用保険受給者資格証(写)等
⑦ 就学	時間割及び在学証明書、学生証(写)等
⑧ 虐待やDV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨ その他	市が必要と認める書類

○保育時間

提出された「保育が必要であることを証明する書類」により、保育時間を認定します。保育時間には、11時間利用を基本とする「保育標準時間」と、8時間利用を基本とする「保育短時間」があります。例えば、就労を理由とする利用の場合、父母(ひとり親家庭は父または母。以下同じ。)それぞれが月120時間以上の就労であれば「保育標準時間」、父母または父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の就労であれば「保育短時間」に区分されます。(就労時間は休憩時間を除いた合計時間になります。)

《保育時間の認定区分》

認定区分	要件
標準時間	A 父母ともに120時間以上の就労(休憩時間を除く) B 産前産後、災害復旧、虐待またはDVのおそれがある
短時間	A 父母ともに就労し、どちらかの就労時間が48時間以上120時間未満(休憩時間を除く) B 父母ともに就労し、どちらかの就労時間も48時間以上120時間未満(休憩時間を除く) C 求職、育児休業中の継続利用

※保育の必要性の事由のうち、「就学」「保護者の疾病・障害」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育必要量の認定を行います。

また、基本の保育時間を超えて延長保育を行う施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

【個人番号（マイナンバー）申告書について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、保育所等の利用手続き（子育てのための教育・保育給付認定）のときに、「個人番号（マイナンバー）申告書」の提出が必要です。

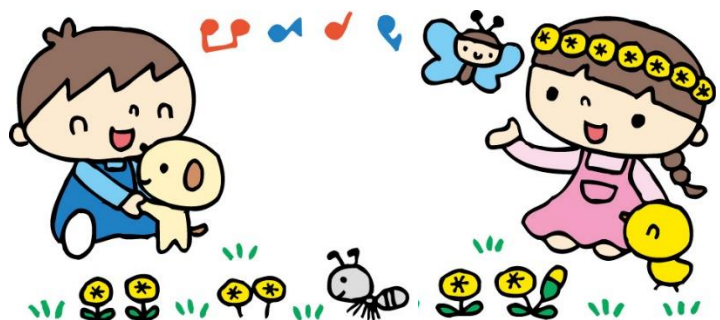
- (1) マイナンバーを記載する必要のある方
申請の対象となる子ども、申請者（保護者）及び申請者（保護者）以外の保護者（配偶者等）、同居親族等
- (2) 提出時に行う「本人確認」と「番号確認」について
市役所窓口で提出する際には、申請者（保護者）の「本人確認」と同居家族及び同居所全員の「番号確認」を行いますので、次の書類を持参してください。
 - ① 申請者（保護者）または代理で手続きに来られた方の本人確認書類
顔写真付きの証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなどから1点）
※顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などから2点
 - ② 同居家族及び同居所全員の番号確認書類
個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※代理人（申請者（保護者）以外の方（配偶者含む））が申請書を提出する場合は、「個人番号（マイナンバー）申告書」の中段の委任状欄に必要事項を記入し提出してください。

※市役所窓口で手続きされない方（郵送、保育所等へ提出）は、「個人番号（マイナンバー）申告書」に上記確認書類①②の写しを添付し、封筒に入れ、密閉したものを郵送または保育所等に提出してください。

（注：本人確認書類で、健康保険証の写しを同封する場合、必ず保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分をマスキングしたものを送付してください。）

*マスキングとは・・・覆い隠すこと



【利用者負担額（保育料）について】

令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の利用者負担額の無償化により、3から5歳児クラスに通う児童（1号認定を受けた児童は入園できる時期に合わせて満3歳から対象）及び0から2歳児クラスに通う住民税非課税世帯の児童の利用者負担額は無償となりました。

その他の児童については、父母（祖父母等と同居し、父母の収入合計が103万円以下の場合、祖父母等を含む。）の市町村民税額により決定します。なお、この利用者負担額のほかに、実際に施設を利用するための費用として教材費等の実費負担、より質の高い教育・保育を受けるための費用負担（上乗せ徴収・特定負担額等）などが必要となる場合があります。

利用者負担額は次のように決定されます。

- (1) 令和6年4月から8月までの利用者負担額・・・令和5年度の市町村民税額により決定
- (2) 令和6年9月以降の利用者負担額・・・令和6年度の市町村民税額により決定

【利用者負担額の減額】

○以下の条件に該当する場合、保護者からの申請に基づいて利用者負担額が減額されます。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育関係施設利用申込書と一緒に申請してください。

◎18歳未満の児童を3人以上扶養している場合

富岡市に住所があり、同一世帯（父または母）で18歳未満の児童を3人以上扶養していて利用者負担額に滞納がない等の要件を満たす場合、申請により第3子以降の児童の利用者負担額が無償になります。申請書は市役所子育て支援課、または各施設あります。（該当する方は毎年申請が必要です。）

◎兄弟が対象施設に通っている場合

同一世帯から2人以上の就学前児童が対象施設に入園、または利用している場合に、在園証明書や利用証明書を提出していただくと、第2子の児童の利用者負担額は半額（利用者負担額基準表の（ ）内の金額）となります。また、同様に入園している児童が3人以上いる場合は、第3子以降の利用者負担額は無償となります。

【対象施設】・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービス利用者

※保育園・幼稚園・認定こども園に入園している場合は、申請の必要はありません。

◎「ひとり親世帯」または「在宅障害児（者）のいる世帯」の場合

「ひとり親世帯」または「在宅障害児（者）のいる世帯」の場合、手続きにより、利用者負担額が無償となります。

<ひとり親世帯 >

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、児童を扶養しているものの世帯
※世帯が別でも同住所地に母と子、または父と子以外の者がいる場合は、該当しません。

<在宅障害児（者）のいる世帯>

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯で、その方の身体障害者手帳等のコピーを提出していただいた世帯。

～Q&A～

Q1：申請時に保育を必要とする証明書類が整っていない場合でも申請出来るか？

A1：出来ません。書類が整ってから申請してください。

Q2：現在、富岡市以外に住所があり転入予定の場合は申請出来るか？

A2：入所希望月の前月20日までに転入していれば申請出来ます。

Q3：現在、富岡市に住所があるが市外の施設を利用出来るか？

A3：要件を満たしていれば利用ができます。保育要件以外にも市外の施設に通う場合は要件がありますので、まずは子育て支援課までお問合せください。

Q4：空き状況を知りたい場合はどうすればいいか？

A4：施設に直接お問合せください。



☆ご不明な点は、富岡市役所子育て支援課幼児教育保育係（3番窓口）TEL 0274-62-1511（内線 1163）へお問い合わせください。